

第40回京都市廃棄物減量等推進審議会

平成19年3月27日
京都ガーデンパレス 鞍馬の間

(次 第)

I 開 会 14:00

II 諮 問

- 1 「事業系ごみ減量施策のあり方について」
 - (1) 排出事業者のごみ減量に向けた効果的なインセンティブのあり方
 - (2) 事業系廃棄物の市施設での受入のあり方

III 議 事

- 1 事業系ごみを取り巻く状況と今後の検討課題
- 2 事業系ごみの現状について
- 3 審議会の体制と今後のスケジュール（案）
- 4 家庭ごみ有料指定袋について

IV 報告事項

- 1 「京のごみ戦略21」年次報告書～平成18年度版～について
- 2 「めぐるくんの店」認定に係る要件の見直しについて

閉 会 16:00

【資 料】

資料1：事業系ごみを取り巻く状況と今後の検討課題・・・・・・別紙
資料2：事業系ごみの現状について・・・・・・p1
資料3：審議会の体制と今後のスケジュール（案）・・・・・・p11
資料4：家庭ごみ有料指定袋について・・・・・・p13
資料5：「めぐるくんの店」認定に係る要件の見直しについて・・・・・・p16

資料番号無し：「京のごみ戦略21」年次報告書～平成18年度版～について
資料番号無し：プラスチック製容器包装分別収集モデル実施地区における
アンケート調査について

京都市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名		役 職 名
あさい	としひこ	京都工業会 専務理事
浅井	利彦	
いしの	ようこ	市民公募委員
石野	謡子	
いとう	よしひろ	京都市小売商総連合会 会長
伊藤	義浩	
いまにし	つね こ	京都市保健協議会連合会
今西	恒子	
きたもと	つとむ	京都市職員労働組合連合会 執行委員長
北本	勤	
○ ぐんじま	たかし	同志社大学経済学部 教授
郡嶋	孝	
こ ぼり	おさむ	京都商工会議所 専務理事
小堀	脩	
さえき	ひさ こ	京都市地域女性連合会 常任委員
佐伯	久子	
さかい	しんいち	京都大学環境保全センター 教授
酒井	伸一	
しんかわ	こういち	京都環境事業協同組合 副理事長
新川	耕市	
◎ たかつき	ひろし	石川県立大学生物資源工学研究所 教授
高月	紘	
たかはし	おさむ	京都市環境局長
高橋	修	
たけもと	まさゆき	京都百貨店協会 事務局長（㈱阪急百貨店 四条河原町阪急 総務部長）
竹本	正行	
なかじま	かず こ	京都市生活学校連絡会 会長
中島	和子	
はら	つよし	コンシューマーズ京都（京都消団連） 理事長
原	強	
ほり	たかひろ	環境市民 事務局長
堀	孝弘	
まきむら	ひさ こ	京都女子大学現代社会学部 教授
槇村	久子	
まつもと	あきみつ	京都商店連盟 総務委員長
松本	明光	
みやがわ	せい じ	日本チェーンストア協会関西支部 参与
宮川	精慈	
やまうち	ひろし	京都市ごみ減量 めぐるくん推進友の会 会長
山内	寛	

（敬称略，五十音順）

◎：会長 ○：会長職務代理者

2 事業系ごみの現状について

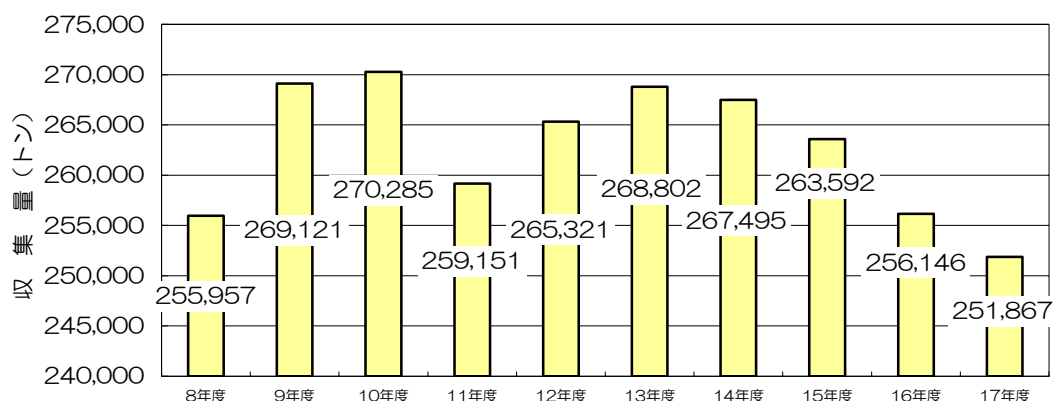
詳細については平成19年度に予定している事業系ごみ対策調査において調査するが、現時点で把握している主な状況は以下のとおり。

(1) 事業系ごみ量の推移

業者収集、持込ごみ量の推移（収集量ベース）を平成8年度から平成17年度の過去10年間で対比してみると、以下のとおりとなっている。

① 業者収集ごみ（クリーンセンター）

平成8年度から約2%減少（約25.6万t→平成10年度:約27万t→約25.2万t）しているが依然高い水準でごみ量が推移している。

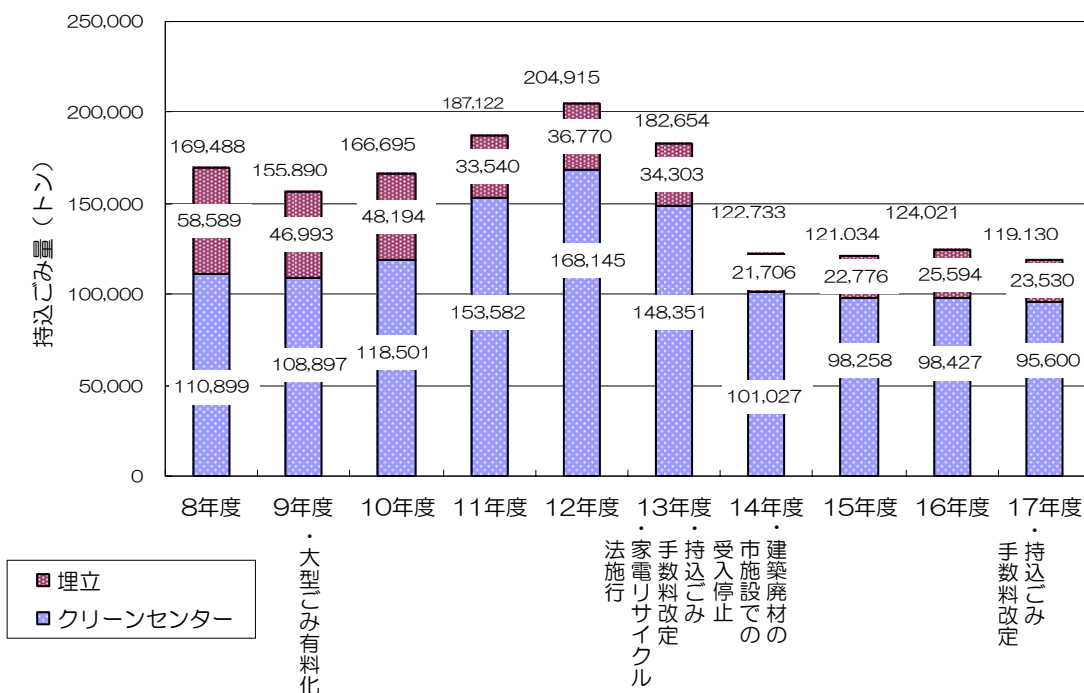


② 持込ごみ（クリーンセンター、埋立処分地）

平成8年度からクリーンセンターへの持込が約14%（約11.1万t→9.6万t）、埋立処分地への持込が約60%（5.9万t→2.4万t）減少している。

平成13年7月の手数料改定や平成14年7月の建設リサイクル法施行とともに廃木材等のリサイクル誘導・本市処理施設への原則受入停止（1回の搬入量をおおむね200kg未満、かつ、おおむね1立方メートル未満に制限）により大幅に減少しているが、平成15年度以降はその効果も薄れつつある。

また、平成17年7月の手数料改定における減少効果は、平成13年7月ほど大きく現れていない。



(2) 事業系ごみのごみ質

① 業者収集ごみ

ごみの種類別にごみ質（平成16年度）を見てみると、紙類が約43%と最も大きい割合であり、そのうち古紙類（新聞、雑誌、段ボール）が約半分を占めている。次に、厨芥類が約20%、プラスチック類が約16%となっており、紙類、厨芥類、プラスチック類の3組成で約80%を占めている。

（平成16年度）

大区分		湿重量比 (%)	ごみ量換算 (t /年)	
	中区分			
	小区分			
紙 類			42.75	109,502
	古紙類		20.06	51,383
		新聞・チラシ	1.66	4,252
		本・雑誌	2.50	6,404
		段ボール	15.90	40,727
	OA 紙		2.32	5,943
	その他の紙		20.37	52,176
	その他の紙の内訳：紙パック等の資源化可能なもの：5.70%、資源化が困難なもの：14.67%			
プラスチック類（ペットボトル除く）		16.30	41,752	
厨芥類 ※ 1		20.28	51,946	
缶・びん・ペットボトル		1.21	3,099	
その他		20.03	49,847	
合計		100.00	256,146	

※クリーンセンターにおける平成16年度業者収集ごみ質調査結果と業者収集ごみ量より推計

※1：大規模事業所はこのうちの約35,000t程度を占める。

（事業系廃棄物減量計画書より）

② 持込ごみ（クリーンセンター，埋立処分地）

ごみの種類別にクリーンセンター，埋立処分地ごとにごみ質（平成16年度）を見てみると，クリーンセンターへの持込ごみのうち木竹類が約63%と最も大きい割合であり，そのうち建設廃材（産廃）が約27%を占めている。次に，紙類が18%を占めており，木竹類，紙類の2組成で約80%を占めている。

一方，埋立処分地については，その他不燃のうち石膏ボード，サイディングボード・モルタル・断熱材等が約46%，コンクリート・アスファルトが約13%，陶器類の瓦が約11%，ガラス類が約10%となっている。

○表中網掛け部分品目：産業廃棄物が含まれる品目

（平成16年度）

大区分			湿重量比 (%)	ごみ量換算 (t/年)
	中区分			
		小区分		
クリーンセンター			100.00	98,427
	木竹類		62.9	61,863
		建設廃材（産廃）	16.7	16,424
		棒・板(主にパレット)	9.7	9,602
		箱	7.6	7,469
		生木（主に剪定枝）	14.8	14,537
		その他（わら・花等）	14.1	13,831
	紙類（内訳未把握）		17.9	17,676
	その他		19.2	18,888
埋立			100.00	25,594
	コンクリート・アスファルト		12.60	3,225
	ガラス類		9.40	2,406
	陶器類		13.42	3,435
		瓦	10.76	2,754
		その他陶器	2.66	681
	その他不燃		64.58	16,528
		石膏ボード ※1	39.16	10,023
		サイディングボード・ モルタル・断熱材 等	6.70	1,715
		その他（金属・ 土砂・石等）	18.72	4,790

※各クリーンセンター，埋立地における平成16年度持込ごみ質調査結果と各クリーンセンター，埋立地搬入量より推定

※1：同時期の廃棄物指導課調査結果による石膏ボード比率：54.4%
⇒直接埋立重量の半分程度が石膏ボードと見てよいと思われる。

(3) 政令指定都市の状況

- ① クリーンセンターでの受入を停止している事業系一般廃棄物（6都市実施）
 下記の6都市において、資源化可能物として古紙類を中心にクリーンセンターでの受入を停止している。

都市名	実施 年度	品 目
仙台市	17.4 ～	古紙類⇒ <u>資源としての市による受入体制あり（次ページ参照）</u>
		新聞（折込チラシを含む）、雑誌・雑がみ（パンフレット・カタログ等印刷物、封筒、包装紙、紙箱など）、段ボール、コピー用紙、シュレッダー紙（機密文書含む。）
千葉市	4.10 ～	古紙類⇒ <u>資源としての市による受入体制あり（次ページ参照）</u>
		新聞、雑誌、段ボール、紙パック
横浜市	15.12 ～	古紙類
		新聞、雑誌、段ボール、OA紙、ミックスペーパー
	9.4～	缶、びん、ペットボトル
名古屋市	11.2 ～	古紙類
		新聞、雑誌、雑誌、段ボール
		缶、びん、ペットボトル、発砲スチロール、スプレー缶
広島市	16.4 ～	古紙類⇒ <u>資源としての市による受入体制あり（次ページ参照）</u>
		新聞、雑誌・パンフレット等印刷物、段ボール、OA用紙類、その他の紙類（封筒、包装紙、紙箱など）、秘密文書（シュレッダー紙含む）
北九州市	16.10 ～	古紙類
		新聞、雑誌、段ボール

※ 缶、びん、ペットボトル、発砲スチロール、スプレー缶は産廃であるが、一般廃棄物に混入しやすいことから上表に加えている。

② 市施設で資源として受け入れている事業系一般廃棄物（５都市実施）

下記の５都市において、古紙類、缶・びん・ペットボトル等を中心に市施設で受入を行っている。

都市名	実施年度	品 目	処 理 方 法
札幌市	2.3～	紙（紙くず、紙コップ） 木（割り箸、爪楊枝） 軟質プラスチック （弁当容器等）	○札幌市ごみ資源化工場に低額（※）で受入 ※受入料金：９円/kg, 可燃ごみ受入料金：１３円/kg ○固形燃料としてリサイクル
仙台市	15.9～	古紙類 （新聞、雑誌・雑紙、 段ボール、コピー用紙、 シュレッダー紙（少量に限る））	○焼却工場に隣接する環境事業所に回収庫 （３箇所）を設置し無料で受入（持込のみ） ○古紙回収組合に引渡し
	13.2～	缶、びん、店頭回収によるペ ットボトル	○資源化センター（２箇所）に低額（※）で 受入 ※受入料金：３円/kg, 可燃ごみ受入料金：１０円/kg ○家庭系と同様に処理
千葉市	17.8～	古紙類 （新聞、雑誌、段ボール、 紙パック）	○市役所、清掃工場等に古紙回収庫（９箇所） を設置し無料で受入（持込のみ） ○古紙回収組合に引渡し
神戸市	16.6～	缶、びん、ペットボトル	○資源リサイクルセンターに低額で受入 ※受入料金：４円/kg, 可燃ごみ受入料金：８円/kg ⑱からの指定袋制導入後も受入は継続
広島市	10.9～	古紙類 （新聞、雑誌、段ボール、 ＯＡ古紙）	○市リサイクル施設（２箇所）に低額で受入 ※受入料金：６.９円/kg, 可燃ごみ受入料金：９.８円/kg ○家庭系資源物と合わせて選別委託業者に引 渡し

※ 缶、びん、ペットボトル、発泡スチロール、スプレー缶は産廃であるが、一般廃棄物に混入しやすいことから上表に加えている。

③ 市施設で受け入れている産業廃棄物（告示産廃）

非建設系の品目については、受け入れている都市が概ね6～10に対し、建設系の品目を受け入れている都市は4～6と受け入れていない都市の数の方が多い状況になっている。

都市名	受入の有無 ○：有 ×：無	品 目												備 考 (条件、近年の変更事項 など)
		可 燃					不 燃							
		木くず (非建設系)	紙くず (非建設系)	繊維くず(非建設系)	食品残渣(製造業)	建設系の可燃(木・紙・繊維)	ガラスくず(建設系)	ガラスくず(非建設系)	陶磁器くず(建設系)	陶磁器くず(非建設系)	がれき類(建設系コンクリート)	コンクリートくず(非建設系)	産廃(木・紙・繊維)のもえがら	
京都市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	1 排出者月 50t まで (H17. 7 までは 100t)。H14. 7～建設系木くず、がれき類、コンクリートくずの受入を制限 (1 回 200kg まで)。搬入は中小企業に限る。
札幌市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○	H17.10～がれき類を停止。
仙台市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	一般廃棄物との分別が困難なもののみ搬入可。
さいたま市	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
千葉市	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○	×	×	○	1 排出者当たり月 6t または 20m ³ まで。搬入は中小企業に限る。
川崎市	○	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	
横浜市	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	H15. 12～木くず、紙くず、繊維くず (繊維くずは非建設系除く) 受入停止。
静岡市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
名古屋市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	H12～受入停止
大阪市	○	○	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
堺市	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
神戸市	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	H11～受入停止
広島市	○	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	△：ガラスくず (建設系) は石膏ボードのみ受入 埋立地で廃プラスチックも受け入れている。
北九州市	○	△	△	○	○	△	○	○	×	×	○	○	○	△：H16. 10～木くず、紙くず還俗受入停止 (ただし、民間施設が発行するリサイクル不可証明書があれば搬入可)
福岡市	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○	
○の数	12	8	8	10	4	5	5	7	4	6	4	2	8	

※網掛けは、最近制度変更があった品目(変更内容は備考欄参照)

④ 事業系指定袋及び料金徴収方法

有料指定袋制を実施しているのは神戸市と広島市の2都市である。（札幌市と静岡市は一部実施）また、単純指定袋制を実施しているのは千葉市と名古屋市の2都市であり、その他の都市については指定袋制を実施していない。

◎：処理費用も価格に含まれた指定袋を導入（有料指定袋）

○：処理費用が価格に含まれない指定袋を導入（単純指定袋）

×：指定袋を導入していない。

都市名	事業系ごみ	
札幌市	× （少量排出事業所のみ） ◎ ○一日 40 ㍓以下の少量排出事業所のみ ⇒札幌市環境事業公社（許可業者）が規格（半透明袋）を定めた有料指定袋制を実施 ・燃やせるごみ：40 ㍓ 174 円/枚。 【料金徴収方法】袋（処理手数料及び収集運搬料金を含む。）を購入時に徴収 ○その他 ⇒指定なし 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。ただし、公社 1 社なので収集運搬料金（処理手数料含む。）は全市統一（契約金額に上限設定あり）	
仙台市	×	【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
さいたま市	×	【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
千葉市	○	・市が基準（可燃：半透明、不燃：透明）を定め、基準に基づき許可業者組合が製造業者に袋を発注し作成。排出事業者は許可業者から袋を購入する。（袋代に処理手数料は含まない。） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定あり）
川崎市	×	平成 16 年 4 月から全量許可業者収集へ（小規模事業者の指定袋廃止） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
横浜市	×	平成 13 年 4 月から全量許可業者収集へ（小規模事業者の指定袋廃止） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定なし）
静岡市	◎ （清水区） × ○清水区以外 ⇒市指定の有料指定袋（2 種類 大型 45 ㍓ 167 円、小型 20 ㍓ 78 円）により市が収集している。 【料金徴収方法】袋（処理手数料、収集運搬料を含む。）を購入時に徴収 ○清水区 ⇒指定なし 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定あり）	
名古屋市	○	平成 16 年 4 月から市が規格（可燃：半透明、不燃・資源：透明、サイズ）を定め、許可業者、スーパー等が販売。（袋代には処理手数料は含まない。） 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 （契約金額に上限設定あり）

⑤事業系指定袋及び料金徴収方法（続き）

都市名	事業系ごみ							
大阪市	×	【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 (契約金額に上限設定なし)						
堺市	×	事業所から出るごみを1日36ℓ袋1袋 5,400円/月で市が収集。袋の指定なし。 【料金徴収方法】事業者が5,400円/月に年間排出量をかけた金額を前払いする。						
神戸市	◎	平成19年度から袋の価格に処理手数料を含んだ有料指定袋制を実施						
		区分	容量 (ℓ)	販売価格 (10枚あたり)	区分	容量 (ℓ)	販売価格 (10枚あたり)	
		可燃 (半透明)	30	570	粗大 (透明)	30	930	
			45	840		45	1,380	
			70	1,310		70	2,150	
			90	1,690				
		不燃 (透明)	30	690	資源 (透明)	30	190	
			45	1,020		45	270	
			70	1,590		70	420	
※手数料は、排出区分ごとの平均重量から試算した額 【料金徴収方法】袋(処理手数料を含む。)を購入時に徴収。袋ごとに収集運搬料の上限を設けている。								
広島市	◎	平成17年10月から袋の価格に処理手数料を含んだ有料指定袋制を実施						
		区分	容量 (ℓ)	販売価格 (10枚あたり)	区分	容量 (ℓ)	販売価格 (10枚あたり)	
		可燃 (半透明)	10	460	不燃 (透明)	45	630	
			30	690				
			45	1,040		70	980	
			70	1,610				
			90	2,080		90	1,260	
		※10リットルのみ20枚入り ※手数料は、排出区分ごとの平均重量から試算した額 【料金徴収方法】袋(処理手数料を含む。)を購入時に徴収。収集運搬料に上限を設けていない。						
		北九州市	×	平成16年10月から全量許可業者収集へ 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。(契約金額に上限設定なし)				
		福岡市	×	・許可業者組合による推奨袋はあり。 ・袋代に手数料を含めるかどうかは、個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 【料金徴収方法】個々の事業者と許可業者との契約の仕方による。 (契約金額に上限設定あり)				

(4) 市内及び市周辺の事業系廃棄物民間受け皿状況

市内及び市周辺の事業系廃棄物（産業廃棄物を含む。）の民間受け皿状況を取りまとめた。

①産業廃棄物に関する民間処理施設の状況（市内）

（平成16年度時点）

	該当する告示 産廃品目	事業場 数	処理能力 (t/年)	稼働率	余剰能力 (t/年)	処理料金 (円/t)	備 考
焼却施設	木くず, 紙くず, 繊維くず	5	約4万	約95%	約0.2万	約25,000	
がれき類 破砕施設	がれき類	9	約225万	約15%	約190万	約4,000	・骨材, 資材等として再生利用 ・処理の対象となるのは, きれいに分別されたがれき類
廃木材破砕 施設	廃木材	4	約11万	約85%	約1.7万	約10,000	パーティクルボード等として再生利用
石膏ボード 破砕施設	石膏ボード	2	約0.5万	約10%	約0.4万	10,000 ～ 15,000	破砕後の石膏ボードの8割程度が再生利用されている
がれき類以外の 破砕等施設 (混合廃棄物の 破砕, 選別 等施設)	がれき類 以外の混 合廃棄物	27	約27万	約85%	約4万	10,000 ～ 20,000	選別後に有効利用可能なものは再生利用されている
安定型最終 処分場	がれき類, ガラス, コ ンクリー ト, 陶磁器	1	(有効容 積) 5万 ^m	年間約 1万 ^m	残容積半分 程度	約7,000	・本市埋立地より搬入基準が厳しい(石膏ボード等不可) ・交通の便が悪い
【管理型最終 処分場】 (市内で受入 後, 市外の処 分場へ搬出)	がれき類, ガラス, コ ンクリー ト, 陶磁器	1			残容積には 余裕がある	約20,000	・本市埋立地と同じ搬入基準 ・市内で受け入れた後, 市外の処分場に再搬

※上表の内容は京都市産業廃棄物実態調査報告書（平成15年5月）等からの推計値

※稼働率：処理実績／処理能力

※処理能力（t／年）：1日当たりの処理能力×320日により算出

②事業系一般廃棄物に関する民間処理施設の状況（本市処理計画上の再資源化施設）

（平成17年度時点）

処理品目	処理能力 (t/年)	処理実績 (t/年)	稼働 率	余剰能力 (t/年)	処理料金 (円/t)	備 考
剪定枝	約 6,000	4,995	約 83%	約 1,000	約 10,000	交通の便が悪い
剪定枝	約 13,000	2,957	約 23%	約 10,000	約 10,000	
廃木材	約 64,000	53,756	約 84%	約 10,000	約 10,000	処理能力及び処理実績には 産廃処理分も含まれる
廃木材	約 30,000	11,553	約 39%	約 18,000	約 10,000	処理能力及び処理実績には 産廃処理分も含まれる
廃木材	約 30,000	3,502	約 12%	約 26,000	約 10,000	平成18年12月一般処分業 新規許可（従来は産廃のみ）
厨芥類	約 7,000	1,187	約 17%	約 6,000	約 15,000	
厨芥類	約 8,000	453	約 6%	約 7,000	約 15,000	
厨芥類	約 40,000	19,698	約 49%	約 20,000	20,000 ~25,000	・食品リサイクル法に定める 「登録再生利用事業者」 ・処理料金については、廃棄 物の性状によって異なる

※処理料金はヒアリングによるもの。その他は実績値 ※稼働率：処理実績／処理能力

※処理能力（t／年）：1日当たりの処理能力×320日により算出

◎古紙については古紙回収業者による回収ルートが存在しており、大規模事業所を中心
に再生利用されている。回収量は家庭系・事業系合わせて20万トン程度との報告
もあるが詳細は不明。今後調査が必要

◎缶・びん・ペットボトルについても今後調査が必要。

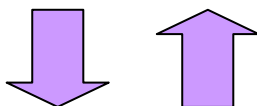
2 審議会の体制と今後のスケジュール（案）

（1）審議会の体制（案）

審議会の下に、「事業系ごみ減量対策検討部会」を設け検討を行い、部会から審議会への中間報告及び最終報告を経て、最終的に審議会で最終答申をとりまとめていただきたい。

京都市廃棄物減量等推進審議会

- 1 部会を設置する。
- 3 中間報告を受け、審議を行う。
- 5 最終報告を受け審議を行い、答申をとりまとめる。
- 6 市に答申を提出する。



事業系ごみ減量対策検討部会

- 2 中間報告までの議論（本年10月～12月目途）
それぞれの諮問事項について、方向性を検討し、中間報告としてとりまとめる。
- 4 中間報告以降、最終報告までの議論（来年3月目途）
中間報告の方向性を踏まえ、具体的あり方を検討し、最終報告としてとりまとめる。

【委員構成】

○高月 紘	石川県立大学教授
・学識経験者	2名
・市民団体	1名
・排出事業者	5名
・収集許可業者	2名
	計11名

○：部会長

(2) 今後のスケジュール（案）

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	20. 1	2	3
審議会本会	☆ 27日 第40回審議会 ・事業系ごみ減量施策の具体的 あり方について諮問 ・部会の設置								★ 10月～12月 第41回審議会 ・部会からの中間報告 ・中間報告について審議			★ 2月下旬 第42回審議会 ・部会からの最終報告 ・最終報告の内容を踏まえ、 最終答申案について審議	★ 最終答申
審議会部会													

基礎調査

6月～10月
部会を4回程度開催
・諮問事項について、方向性を審議

★
中間報告
とりまとめ

10月～2月
部会を4回程度開催
・中間報告の方向性を踏まえ、
具体的あり方のとりまとめ

★
最終報告とりまとめ

4 家庭ごみ有料指定袋について

(1) 現状と課題

- 市民のご理解とご協力により、指定袋の使用率はほぼ100%となっており、家庭ごみ量も前年同期と比較して約15%減少するなど、制度が着実に定着している。(数値は平成18年10月～平成19年2月の速報データによる)
- しかしながら、一方では市民から、家庭ごみ用20リットル、資源ごみ用10リットルの袋を新たに作成してほしいとの要望が多数寄せられている。
- さらに、本年10月からはプラスチック製容器包装の分別収集を市内全世帯で実施することから、指定袋の使用実態も現在と変化することが想定されるため、現状と今後を見据え、新たな大きさの指定袋を導入するべきか検討が必要ではないかと考えられる。

【参考：主な市民意見】

(1) 家庭ごみ用

- 10リットルの袋では入らない大きさのごみがあり、また、口が小さくて使いにくい。
- 30リットルでは大きすぎてもったいない。資源ごみには20リットルサイズがあるのになぜ家庭ごみにはないのか。
- 2人世帯には20リットルがちょうどいい。

(2) 資源ごみ用

- 資源ごみは、溜めておく場所もなく、1袋使うのに何週間もかかる。
- 資源ごみも毎回出したいのに、使う袋の大きさがいい。

(2) 新たな大きさの指定袋の必要性について

現在、(1)項に示した多数の意見が寄せられているが、本年10月からプラスチック製容器包装の分別全市拡大により排出実態が大きく変化することを見据え、モデル分別地区の状況を踏まえて検討する必要がある。

また、袋を新設する必要性については、販売店において、全種類の袋を置くためのスペースを確保することが難しくなり、一部の種類の袋が店頭になくなくなってしまう恐れがあることから、慎重に検討する必要がある。

以上を踏まえた上で、次のような方向性が考えられる。

① 家庭ごみ

- アンケート調査によると、約半数の市民が無回答と特に新たなサイズの袋を希望していないが、残りのほとんどは20リットルの追加を希望している。

〔①イ表a〕

- 一方、実態調査によると、30リットルサイズの袋の充てん率が、モデル地区では非モデル地区と比較して低くなっており、プラスチック分別によって家庭ごみの排出容積が減少しているものの、大きい指定袋で止むなく容量を余して排出している傾向があると推測される。〔②ア表a及び表b〕

- したがって、プラスチック製容器包装分別収集を市内全世帯に拡大する10月以降、20リットルサイズの要望はさらに強まる可能性が高く、また、腐敗性の高い家庭ごみは溜め置きが難しいことも踏まえ、分別全市拡大の機会にサイズを追加すべきではないかと考えられる。

- また、20リットルを追加することで、排出量が20～30リットルの世帯のごみ減量意識が高まることにもつながると考えられる。

② 資源ごみ

- アンケート調査によると、65%の市民が無回答と特に新たなサイズの袋を希望していないが、残りのほとんどは10リットルの追加を希望している。

〔①イ表b〕

- しかしながら、実態調査によると、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装ともに資源ごみ袋の充てん率は決して低くなく、「洗浄⇒保管⇒溜まった時点で排出」という流れが定着しているものと思われる。〔②イ表及びウ表〕

- したがって、資源ごみ袋については現状のまま様子を見るべきと考えられる。

- また、溜め置きについては、資源ごみは腐敗性がなく、市民一人一人にごみ箱1つ分程度の20リットルの保管にご協力いただくことにより、長い目で見て収集運搬の効率化、ひいては環境負荷の削減にも寄与することから、ご理解いただくよう周知する必要がある。

(参考) プラスチック製容器包装分別収集モデル地区におけるアンケート調査結果及び指定袋の充てん率実態調査について

- ① プラスチック製容器包装分別収集モデル実施地区におけるアンケート調査結果
(19年1月～2月実施 配布数:1,140, 回答数:800)

ア 有料指定袋の使用状況(複数回答可)

	45℔	30℔	20℔	10℔	5℔	無回答
家庭ごみ	26.6%	50.0%		21.9%	4.3%	2.9%
資源ごみ	18.1%	35.0%	36.4%			13.1%

イ 新たに希望する袋の大きさ(発送数:1,140, 回答数:800)

a 家庭ごみ用

5℔未満	20℔	45℔超	その他	無回答
0.4%	44.3%	1.6%	2.4%	51.3%

b 資源ごみ用指定袋

10℔未満	10℔	45℔超	その他	無回答
2.5%	27.1%	0.9%	4.6%	64.9%

- ② 指定袋の充てん率調査結果(18年11月実施)

ア 家庭ごみ

a プラ製容器包装分別収集のモデル実施をしていない地域(218袋)

45℔袋	30℔袋	10℔袋	5℔袋
74%(33.3℔)	70%(21.0℔)	86%(8.6℔)	82%(4.1℔)

()内はごみ量

b プラ製容器包装分別収集のモデル実施をしている地域(62袋)

45℔袋	30℔袋	10℔袋	5℔袋
63%(28.4℔)	62%(18.6℔)	81%(8.1℔)	100%(5℔)

()内はごみ量

イ 缶・びん・ペットボトル(158袋)

45℔袋	30℔袋	20℔袋
76%(34.2℔)	85%(25.5℔)	79%(15.8℔)

()内はごみ量

ウ プラスチック製容器包装(193袋)

45℔袋	30℔袋	20℔袋
71%(32.0℔)	79%(23.7℔)	79%(15.8℔)

()内はごみ量

(広報資料)

平成 19 年 2 月 20 日
 環 境 局
 〔担当 循環型社会推進部循環企画課〕
 2 2 2 - 3 4 6 0

「めぐるくんの店」(ごみ減量・リサイクル推進店) 認定に係る要件の見直しについて ～新たに再使用(リユース)の要件を加えるなど、更に利用の推奨を進めます！～

京都市では、簡易包装の推進、再生品の販売、食品トレイや牛乳パックの店頭回収など、ごみの減量(リデュース)・再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)に積極的に取り組んでいるお店を「めぐるくんの店」として認定し、広く市民の方々にその利用を推奨しています。

この度、市民に身近な取組を更に推進するため、再使用(リユース)に取り組んでいるリサイクルショップ等についても「めぐるくんの店」に認定するなど、認定要件の見直し等を行いましたので、お知らせします。

なお、認定されたお店には、認定証やステッカー(図1)を配布します。



(図1)

記

1 認定要件

認定要件は以下の(1)から(13)までの項目を3つ以上実施し、かつ(1)から(8)までの取組で2つ以上実施していること

●発生抑制(リデュース)の取組

- (1) 包装の簡素化に努めていること。
- (2) 買い物用袋の削減に努めていること。
- (3) 詰め替え商品、再使用可能な容器、再生品を積極的に販売していること。
- (4) 量り売りや裸売り販売を推進していること。

●リユースの取組【今回追加した要件】

- (5) 修理サービスを積極的に行っていること。
- (6) 中古品買取り・販売を行っていること。
- (7) レンタル・リースサービスを行っていること。

●リサイクルの取組

- (8) 資源物を店頭で回収・リサイクルしていること。
- (9) 再生紙を積極的に使用していること。
- (10) 店舗から出る梱包材などの分別・リサイクルを推進していること。

- (1 1) 消費者に対するごみ減量やリサイクルの呼び掛けを行っていること。
- (1 2) ごみ減量やリサイクルを推進していく体制を整備していること。
- (1 3) その他各店舗の創意工夫によりごみ減量やリサイクルを推進していること。

2 認定の方法

(1) 各店舗からの申請

申請書に必要事項を記入し、担当課へ提出（郵送可）してください。申請書は担当課にあります。

(2) 市民の皆さんからの推薦

推薦したい店舗の承諾を得たうえ、申請書に必要事項を記入し、担当課へ提出（郵送可）してください。申請書は担当課にあります。

3 問い合わせ、申請先

京都市環境局循環型社会推進部循環企画課

電話：075-222-3460

(参考) めぐるくんの店制度について

○概要

平成7年5月に京都市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、市が創設した制度です。ごみの減量やリサイクルの推進に積極的に取り組んでいる店を「めぐるくんの店」として認定し、推奨するものです。

○認定件数 143件（平成19年2月現在）

○店舗状況 百貨店，スーパー，生協，商店街等

○取組状況

認定された店舗の取組を紹介したガイドブックを作成するとともに、市民しんぶんや、京のごみ減量事典を活用して、広く市民の皆さんにPRしています。